

【表紙】  
【提出書類】 臨時報告書  
【提出先】 関東財務局長  
【提出日】 平成30年2月6日  
【会社名】 アフラック・インコーポレーテッド  
(Aflac Incorporated)  
【代表者の役職氏名】 会長兼最高経営責任者 ダニエル・P・エイモス  
(Daniel P. Amos, Chairman and Chief Executive Officer)  
【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国31999ジョージア州コロンバス  
ウイントン・ロード1932  
(1932 Wynnton Road, Columbus, Georgia 31999, U.S.A.)  
【代理人の氏名又は名称】 弁護士 門田 正行  
【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー  
長島・大野・常松法律事務所  
【電話番号】 03-6889-7000  
【事務連絡者氏名】 弁護士 田中 郁乃  
【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー  
長島・大野・常松法律事務所  
【電話番号】 03-6889-7000  
【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

別段の記載がある場合を除き、本臨時報告書に記載の「ドル」又は「\$」は米国ドルを指すものとする。本臨時報告書において便宜上記載されている日本円への換算は、別段の記載がある場合を除き、1ドル=110.24円の換算率(株式会社三菱東京UFJ銀行が公表した2018年2月1日現在の対顧客電信売相場の値)により換算されている。1円未満の金額は、四捨五入してある。

1 【提出理由】

アフラック・インコーポレーテッド（以下、「当社」という）及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生したことから、当社は、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものである。

2 【報告内容】

(1) 当該事象の発生日  
2017年12月22日

(2) 当該事象の内容  
2017年12月22日に、米国において税制改革法（以下、「税制改革」）が制定された。税制改革により、当社の2017年第4四半期の当期純利益は増加した。

(3) 当該事象の損益に与える影響額  
税制改革による当社への有利な影響の評価額は17億ドル（187,408,000,000円）であり、これにより当社の2017年第4四半期の当期純利益は17億ドル増加し、23億5,100万ドル（259,174,240,000円）となった。この評価額は、当期及び将来において、場合によっては大幅に調整される可能性があり、その要因には、当社の計算についてのさらなる精査、当社が行った解釈と前提の変更、今後発せられる税務ガイダンス及び税制改革の結果として当社がとる行動が含まれる。税制改革が当社に与える影響を除くと、2017年第4四半期の当期純利益は6億5,100万ドル（71,766,240,000円）であった。

以上